

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 事業部会規程

(目的)

第1条 支部規程第16条「支部内組織」の運営等に関し、これを円滑に合理的に行うために定める。

(事業部会)

第2条 事業部会は支部会員で事業目的に賛同する会員かつ事業部会費を納入した会員で構成する。

(事業)

第3条 事業部会は支部規程第4条の事業を行う。

(部会費等)

第4条 事業部会会員の部会費等は次の通りとする。詳細は別途定める要領による。

- 1 入部会費 50,000円
- 2 部会費(年額) 50,000円

ただし、安全・衛生共有部員については年額60,000円とする。

- 3 特別部会費

支部からの斡旋によるコンサルタント業務を行った場合。

- 4 臨時会費

支部総会、研修会等に要する費用を参加者から臨時会費として徴収することがある。

(指導・注意)

第5条 事業部会会員として事業部会活動等においてクライアントの信用・信頼を損なうような行動や倫理規程・行動規範に违背する行動等問題があった場合、事業部会長は指導・注意をすることができる。このような指導・注意をしても繰り返し問題を起こした場合、事業部会委員会で審議し、承認を得て、事業部会長はこの会員の事業部会会員としての資格を停止することができる。

(委員)

第6条 委員は事業部会長が指名し、常任幹事会に報告し確認する。
委員数は部会長を除き6名以内として、委員会で決める。

(事業部会委員会)

第7条 委員会は事業部会長が招集し開催する。
開催は必要に応じて決定し開催する。

(要領・内規)

第8条 事業部会で担当する事項についての詳細は、要領または内規で定める。

(改廃)

第9条 事業部会規程は、幹事会の決議により改廃する。
但し、軽微な変更については常任幹事会で改廃することができる。
その結果を直近の幹事会に報告するものとする。

(附則) 平成30(2018)年10月7日

この事業部会規程は、平成30(2018)年10月7日より施行する。